

巨擘としての盛名を、恣にするを得るのは勿論であつて、翁の歿後、關西には殆ど、博覽考據の家を闕き、關東には僅に、前田夏蔭元治元年歿、黒川春村慶應二年歿、内藤廣前慶應二年歿等があつても、何れも到底翁に比儔すべきでない。加之輕浮な流俗を趁はずして、堅確な志氣を以て熱心に研鑽を勵んだ點は、眞に類稀であつて、吾人學徒の模範として深く敬慕を禁じ得ない所である。(完)

南朝の隠れたる勤王家 (下)

——伊勢度會氏——

大西源一

五 宮後朝棟と村松家行

常昌に繼で伊勢神宮に於ける南朝黨の中堅たりしものは、宮後朝棟及村松家行なり。『元徳度會系圖』によれば、朝棟は三福宜朝親の子、家行は全

有行の子にして、相踵いで外宮長官たりき。此の二人者の中、朝棟は和歌の名手として著はれ、其の作歌の勅撰集以下に入れるもの少からず。殊に建武元年八月十五日の夜、一族知友を自亭に會し歌合の清遊に一夕の歡を盡せるは有名なるものにして、當夜の歌集今に傳れり。一代の經歷は『二宮福宜轉補次第記』に

一朝棟 父三福宜朝親、伴朝棟依所勞、正和四年四月讓與次

男朝長雖承仁四年六月任然得藏氣之間、同六月十

九日讓補、伴朝棟延元四年巳又曆應二年巳七月廿

三日執印、同廿八日被行政始神事、同日被停任、于

時二福宜家行執印、同八月十六日朝棟讓補如元爲一

福宜、興國二年辛又年號曆應四年巳云々、八月十七

日酉卒去七十七 (以上五員福宜條)

伊賀又會福
朝棟
又吹上

三福宜朝親男、永仁四年六月任福宜、延元四年七月

廿三日爲一福宜、同廿八日政始神事被行之、爰爲持

明院殿方祈師之由有其沙汰、而朝棟之職休退、仍

家行干福宜 可掌宮務之由、吉野帝大覺寺時、延元四年七月廿八日被下綸旨之間、同八月三日神宮仁到

來、即祭主隆、墓脚被加施行畢、同科印十六日也

伊賀從三位 朝棟從三位 濶補後綸旨云、以朝棟神主、如元可爲一福宜、可被會根吹上

下知者、天氣如此、仍執達如件、延元四八月十六日、

左中辨御判 光守祭主三位殿 政所雅景神主、但與國二年

辛 一日成刻出家畢、政所光幹神主也、

出納奉行文棟神主、件朝棟與國二年辛 八月十七日

卒 七十七 福宜四十五年長官三年〇頭註云山宮神事祝詞云與國元年叙從三位但自吉野殿

以上福宜次第

と見ゆ。其の執印延元四年北朝曆 應二年七月廿三日は、即ち檜垣常昌が長官を辭したる日にして、朝棟神主は直に其の後を襲ひて、長官に上れるなり。南朝の歌集たる『新葉集』には朝棟の歌四首を載せ或は南朝皇子と朝棟の女との間に一種のローマンスを傳ふ。されど南朝と朝棟との關係に就ては史料の徴すべきもの少く、今其の委曲を明にせず。唯

朝棟が常昌に繼で、神官に於ける南朝黨の中心的人物たりしことを推測し得べきのみ。

朝棟に嗣で長官たりし村松家行は、當時神宮第一の學者にして、其の所著『類聚神祇本源』十五卷『珣璣集』二卷、『神道簡要』一卷、『神祇秘抄』等あり、所謂度會神道の組織は此の人の力によること最も多し。隨て此の人と北畠親房公との學說上の關係は、南朝勤王史上最も重要なものなりと雖之は次章に譲り、「福宜轉補次第記」によりて其の官歴を辿れば左の如し。

村松 家行 可掌宮務之由、延元四年巳卯七月廿八日蒙綸旨畢、但朝棟申披子細、濶補之間、家行如元、爲二福宜、宮務

十六日歿、

村松 從三位 家行 三福宜有行男、嘉元四年三月三日任福宜、與國二年辛八月十七日爲一福宜、〇頭註云與國二年叙九月三日

大雨降、政始神事被行之、同三年二月廿一日 與利 三日

厨被行之、廿一日政所光幹神主勤之、廿二日母長勤之、

廿三日銚取本益勤之、各以代饒進之、殿内御沙汰也、員數不同、

彼光轉、康平二年癸未政所光轉神主、出納所光員神主

員辨奉納時御勅宮掌 次政所貞繼神主、横橋康永二癸未

三月十三日初參

別記、一福宜家行、就伊蘇袴田野依小河關所事、依違

勅之科、就勸修寺大納言經顯御新詔、被解却家行神職

畢、貞和五年巳十二月十二日院宣、同日祭主施行、同

月十八日宮司告狀、同神宮仁、到來之間、家行自宿館、

令退出里畢、加之依黑瀬池田中濱西河事、就三條帥大

納言公秀御新詔、依違勅之科、被解却一福宜家行所職

畢、貞和五年巳十一月廿三日院宣、同日職事御施行

同廿四日官施行、匡違同十二月廿七日祭主親直 施行、

同廿八日大宮司忠緒告狀在之、被家行

家行神主の解官が伊蘇袴田野依小河關所及び黒瀬、池田、中濱、西河の事に關する違勅の罪なり

しは、以上「轉補次第記」の文によりて明なるが、

其の伊蘇、野依共に今度會郡豊濱村に屬す、伊蘇改書磯と稱すは家行長官の

居住地村松今度會郡北「圍爐閑談」に「度會家行長

濱村に屬す

官、村松ニ居住スルニ由テ村松長官ト稱ス、其家

絶タリ、今村松ニ其趾ナリト傳ヘテ、島ノ中ニ少

シ石壇アリ」と見わたり」と接壤の地なれば、或

は所領等の諍論に依れるに非ざるか。貞和五年は

南朝の正平四年にして、彼れの先輩たる宮後朝棟

は、之より前八年に薨せり。殊に此の前年には楠

木正行四條躰に戦死して、南朝の社稷漸く危から

んとせる際なれば、有力なる北朝側の壓迫が纔か

に残存せる南朝黨の首領家行の身邊に集中せるこ

とは想像に餘りあるべし。吾人は家行長官解官の

原因を以て、南北兩勢力の消長に歸せんと欲する

ものなり。但其の歿年は明ならず。左に朝棟、家

行二神主が作歌の二三を抄出して、其の詞藻の一

端を偲ばん。

續千載十七雜中

度會朝棟

行く末の名をこそ思へ藻翳草かきおく跡のくちね頼みに

風雅十九神祇

かたそぎの千木は内外に變れども誓は同じいせのかみ風

同

新千載十六雜上

同

見るまゝに世のうき事も忘られて秋の心ぞ月に晴れ行く

同二十度賀

同

葦原の地祇わざしげゝればまゝ世に君が御代ぞさかゆく

新葉集六冬歌

冬の歌の中に

從三位朝棟

音づれて過ぎぬときけば禊のやに又廻り來てふる時雨哉

同十四戀歌

題しらず

同

うき人はありし其夜を限まや思ひ定めんおきわかれけむ

同十六雜歌上

同

あすしらぬ老の命にくらぶれば花は頼のある日かすかな

同十八雜歌下

同

いつ迄と思へば身をも歎かれぬ何さ涙のおいを知るらむ

外宮御北御門歌合七十三番神祇

朝 棟

あめの下まもる誓ひも神風のおさまれろ世の恵にそじろ

建武元年朝棟亭歌會

名所月

福宜度會神主朝棟

月影や古にし秋を移すらん神代も同じ五十鈴河上

風雅集十九神祇

豊受太神宮にて立春の日よめる 度會家行

小碗井をけふ若水に汲初めて鑿手向くる春はきにけり

新葉集九神神祇歌

從三位家行

神垣の三室の櫛さしそへてきみをさきはと猶いのる哉

外宮北御門歌合七十四番神祇

家 行

天てらすみかけや更にうかふらむ心のみつのすむにまかせて

六、家行長官と北畠親房公及

僧惠觀との關係

村松家行は、伊勢の神官中にありて最も傑出せる一人なり。彼が著しし『類聚神祇本源』十五卷と

『珊瑚集』二卷とは、度會神道に於ける至高至貴の

經典なり。其の學說批判は姑く他日に譲りて、茲に多く論及せざるも誠に本書の引用書目を一覽するに、神、儒、佛を習合大成せるものにして、而も儒、佛の色彩に富めるが如し。特に其の第一卷、天地開闢說中、周濂溪が『通書』の太極說を引けるによれば、宋儒の説は此の時既に度會神道に習合せるを知るべし。茲に於て研究を要する一問題は、家行の宋學傳統なり。當時叡山の學僧玄慧字健叟號は健軒一に獨清軒と云ひ、別に洗心子と稱すが後醍醐天皇の侍讀として宮中に宋の新註を講せるは隠れなき事實にして、宋學は將に天下を風靡せんとせるの際なれば、家行の如きも亦此の潮流に棹させる一人なるべし。又此の頃、同じく叡山の僧侶にして、神道家たりし慈遍の山田に來れるあり。家行と慈遍との間に思想上及學問上の交渉ありしを想像するは、必しも不條理の事に非ざるべし。是によりて之を觀れば

家行が思想の源泉も亦推測に難からざるなり。

家行と略ぼ同時代に於て、家行の神道と頗る類似の神道を唱道せるものを、北畠親房とす。家行の『神道簡要』には、文保元年八月の自跋あり、又『類聚神祇本源』には、元應二年初陽中旬の自序あり『珊瑚集』に至ては撰述の年代明ならずと雖、恐くは『神祇本源』の成りたる元應以前にして、『神祇本源』は『珊瑚集』を擴大敷演せるものなるべし。然るに親房の神道說を大成したる『元々集』第七卷外宮遷座篇には、『或書曰神祇本源神道支義篇云々』と標して『神祇本源』の文を援けり。『元々集』の著作年代は明ならざるも、其の『神祇本源』以後のものたる事は、是によりて明かなり。猶『神祇本源』『元々集』の二書を執て其の内容編次を点檢し來る時は、兩書間に著しき類似の點を發見すべし。茲に於て有名な親房公の神道說は、全く家行の神道說を祖述し踏襲したるものたることを知るなり。彼の『神皇

『正統記』に現はれたる神道説の如きも、其の出發点を度會神道に求めたること勿論なり。茲に至つて吾人は更に一步を進めて、千古の偉人親房公の勤王論は、早く度會神道に依て其の根柢に培はれたることを信せんとす。今『神祇本源』第一卷の奥書を見るに、

類聚神祇本源

奏覽本懸ニ朱勾ニ所々略之、

後宇多院御代以ニ中御門中納言之奉書ニ被レ仰ニ祭主隆實卿ニ被レ召レ之、先皇御代以ニ六條中納言ニ被レ召レ之、仍勾當内侍以ニ假字御教書ニ叡惑之趣被ニ仰下ニ、六條施行、

とありて、本書は早く後宇多、花園二帝の叡覽に入り、殊に花園天皇よりは女房奉書を以て叡惑の聖旨をさへ傳へ給へる光榮ある流作なりければ、親房公も在京の頃、夙く寓目の機會を得られしか而も其の第十四卷は秘卷中の秘卷として未だ奏覽にも及ばざりしを、親房公が伊勢に在りし頃、親しく家行長官より借覽謄寫せりと云ふ。此の事は

『神祇本源』第十四卷の奥書に、

一覽了 一品 判 私記北島殿

此卷依ニ北島一品入道家之召ニ借進之處、御書寫可レ點ニ進彼書寫御本ニ之由被ニ仰下ニ之間、披見之處、被レ略ニ此奥書ニ畢、彼詞云、

丁丑秋九月於ニ勢州宿館ニ以ニ外宮ニ福宜家行神主本一手ニ書之、此鈔十五卷先以寫ニ畢於當卷ニ者、依ニ秘中秘ニ、爲ニ別卷ニ奉覽之時猶留レ之、適經ニ廻當國ニ之、爲ニ結縁ニ聽ニ一見之、由所ニ相談ニ也、因密寫留、更不レ可ニ他見ニ矣云云、

貞和四年戊子十二月十日書寫畢

權福宜度會神主實相五十二

校點了

とあるに著し。文中『彼詞云』と標せるもの、親房公の筆なるべし。其の丁丑は正に延元二年にして、公は此の前年より伊勢に在りしかば、『於ニ勢州宿館ニ云々』とも記されしなり。親房公以後猶本書を寫したる度會實相の名は、現存『而宮儀式帳』の奥書にも見わたり、此の人神籍の保存に與て力ありしが如しと雖、事跡煙滅現代に傳らず。

北畠親房公と家行長官との關係以外茲に猶注意すべきは、僧惠觀との關係是なり。『珊瑚集』の奥書に曰く、

于時

應永乙亥卯月三日於弘正寺書寫之畢

惠觀云々

同三十三年^{丙午}二月十七日於志州答志郡伊雜神戶上村花表亭一、以三字治郷興光^{○光慈}寺常住之御本一爲末代興隆一所令二書寫一也、本來云三惡筆一、今又云三老眼一、筆跡狼籍後、見之憚千萬、

執筆沙彌道祥生年七十九歲

(以上卷與書)

丁丑之歲九月下旬、於勢州旅館、以外宮禰實家行神主自筆草本一書三寫之一、彼本五卷也、今分爲三天地兩卷一耳、關茂之義臘月下旬、於三瀧頂寺阿彌陀院、^四中院准后之筆筆御本一書三寫之一、彼爲三卷物一、而上下白界在之、依^レ恒^二披覽一、今改如^レ是矣、

于時

弘和第三之曆仲呂下旬之候終功畢、此書以三和州宇多郡福西瀧頂寺阿彌陀院嚴祐律師本一書三寫之一、不^レ可^レ及^二他見一者也、

第二卷 叢說 南朝の隠れたる勤王家

于時

應永第二之曆仲呂初七之天、勢州弘正寺寶壽院之閑窓書寫上下兩卷之秘典一、奉^レ賀^二内外二宮之法樂一矣、

桑門惠觀

(以上下卷與書)

惠觀の住せし弘正寺^{又興正寺}は、度會郡楠部^{今四郷村に在り}。『楠部雜記』によれば光孝天皇第二の皇子興迦親王^{但此の親王、正史に所見なし}の開基にして、興正菩薩之を中興し、伽藍を修營す。後宇治亂に燒亡し、且九鬼氏の爲に寺領三十拾石の地をも侵掠せられ、大に衰頽に陥りしが、猶近世迄存在し居たり、其の中興開山を興正菩薩に繋くるが如きは、固より研究の餘地あるべしと雖、既に『内宮年中行事』六月十五日贊海神事の條には、『參向次第云々河原添^テ經於^二船橋辻^一在三月讀宮之下馬^二於弘正寺巽^一在所、御社下馬^二とも見わたり。殊に『氏經引付』康正二年二月の條に、

一皇太神宮神主

第四號 一一五 (六六七)

注進可早任大神宮御祈禱所宇治郡弘正寺住僧等目安旨、被加御成敗奉始公武、以諸方貴賤合力、被建立本尊大日堂于細事副進 寺僧等目安、

右、彼寺去永享文安及雨度炎上之事、目安之面具也、爰依被定置忝大神宮長日之御祈禱所、專天下御祈禱忠勤在所也、故

爲尊神之御祈禱之上者、以神宮副訴之解狀、可申達寺僧等朝暮之愁訴之由所望之條、非無其謂、且亦爲佛意願望之題目歟之間依難抑留、注進如此、然早蒙御成敗、以都鄙之合力、致

大日堂建立者、天下御祈禱何事如之、仍注進如件、以解、
康正二年二月十一日 大内人止六位上荒木田神主長繼上

禰宜正四位下荒木田神主滿久

從四位下

正棟

正五位下

氏經

經興

永量

從五位上

守喜

守秀

守朝

守氏

守則

目安

伊勢大神宮御祈禱所弘正寺住僧等申、

欲早被成上十員連署御解狀 奉始公武、逼以 方貴賤合力

令造立大日堂適造歟大日尊、令安置于本堂、彌拙法味精誠

勵天下泰平祈念于細事、

右、當寺弘正寺者、爲南郡西大寺末寺、弘正菩薩建立靈跡、忝依被安置大神宮御祈禱所、往昔以來、異于侷在所也、爰去永享六年十月廿六日、同文安元年十二月八日、及阿度天火降來、而寺

内悉令炎上畢、雖然依爲大儀、棟梁造立于今未及其企、寺跡徒成置鳥獸栖之條、言語道斷至極也、適如形造跡之本尊、副金

界大、傍據假堂、泰居置式、且冥慮臣測次第也、所證爲尊神御祈所之上者、以來神宮御合力之解狀、爭寺僧等不申達朝暮之

愁訴哉、然早被進連署御解狀、以御成敗之旨、申請都鄙之御助成、大日堂遂造立者、天下泰平御祈禱所、彌爲奉持法味丹

誠、寺僧等目安謹言、

康正二年二月四日

と記し、猶同年八月七日付勸進力を以て弘正寺修理の事を遂行すべき由の繪旨其他を載せたるによりて見れば、弘正寺なるものが少くも永享六年以前に於て存在せる事は、寸毫の疑を容れざるなり

而して彼の惠觀上人が『珊瑚集』を謄寫したる應永二年は夫より三十九年の前なれば、當時弘正寺の存在して惠觀の是に住持たりしは、因より疑なき事なりとす。其の下卷に於ける丁丑の奥書は親房公の筆にして、正に延元二年なるべきこと、『神祇本源』の條下に云ふ所の如し。又嚴佑律師が灌頂寺阿彌陀院に於て親房公自寫の本を再寫せる闍茂之歳は、次の弘和三年の奥書によりて、同二年壬戌の年なりしと推定すべし、灌頂寺は、大和國宇陀郡伊那佐村大字福西に其の廢趾を存す。其の草創年代を詳にせずと雖も、『北畠准后傳』に、

京都文和三年南朝正平九年云々、中院一品准后親房公者 關
居和州宇陀郡福西莊灌頂寺阿彌陀院、而九月十五日薨、

と記し、竹口榮齋の『南朝編年紀略』に之を援けり『准后傳』の史的價値に就ては、勿論大に研究の餘地あり、從て親房公の灌頂寺薨去説の如き容易く信を置き難しと雖、此の『准后傳』の記事を前顯『珊瑚

集』奥書と對比し來る時は、灌頂寺と北畠氏との間關係の最も重要なものありしを想像すべく或る時代に於て親房公の灌頂寺に閑居せし事をも亦有勝の事と思はるゝなり。さて親房公が延元二年伊勢に在りし頃、家行神主の自筆本を借寫し、後年宇陀の灌頂寺に閑居中、同寺の住持たりし嚴祐律師が親房公の本に依りて再寫せる『珊瑚集』は轉々して楠部弘正寺なる惠觀上人の机上にも致されたるが、此の上人こそは延元々年後醍醐天皇吉野巡幸の當時 親房公の命を奉じて南朝の爲に大勝金剛法を修せる光明寺僧惠觀、其の人なるべし此の一件に關する文書は今も光明寺『光明寺舊記』所載、元應元年十二月惠觀の勸進狀に『練行於密教禪法之兩宗』と云へば、其の禪密兼修の事は明なれど、一代の事歴は詳ならず。而も大勝金剛は最も祕佛と稱せられ、其の修法は軍陣、敬愛、怨家に向て行はれ、密教の中にありても重要なものなりと

云へば、此の秘法修行を托せられたる上人は親房公の最も信任せる僧侶ならざるべからず。尤も親房公と上人との直接關係が史料の上に現るゝは此の修法一件に過ぎずと雖、光明寺は人も知る如く當時神都に於ける大寺にして、宗敎上にも亦經濟上にも一大威力を有し、延元三年義良親王奥州下向軍の軍司令部たる觀ありしこともあれば、當時此の寺の住職たりし上人と親房公との關係も、推察に難からざるなり。猶余は彼の珊瑚璣集の奥書によりて、此の二人者が家行長官を通じて、精神的にも離るべからざる密接の關係を有せることを信せんぞとす。要するに惠觀は延元の頃光明寺に住し晩年楠部弘正寺に移れるものなるべし。但其の歿年世壽共に明ならず。

七、結 語

檜垣常昌元弘の變に崛起して勤王の首唱を爲し、より、宮後朝棟、村松家行相繼で南黨の中樞と

なり、朝棟の子朝泰、家行の子盛行及び孫行頼、良尙の子相尙以下朝長、行長、朝通等、何れも志を南朝に寄せしが、正平四年北朝貞和五年家行長官事を以て職を解かれ、後五年を経て正平南朝の柱石親房公も薨じぬ。此の後此一派の南朝黨の消息は杳として聞くべからずと雖、親房公が心血を傾注せる『神皇正統記』一部は永く天地の間に遺存し、其の主義理想は五百年後に實現せられて、光榮ある明治維新の大業を成就するに至れり。常昌長官及僧慈遍等によりて培養せられ、家行長官によりて大成せられたる度會神道は、茲に於て一大成果を收ためるものと云ふべし。抑も親房公の思想が度會神道に負ふ所の大なるは、夙に識者の認識する處なり。若し常昌、家行二神主等も無く、度會神道の出現もなかりしならんには、『神皇正統記』元々集の如き著述が現存の形を以て現れざりしやも知るべからず。而かも『類聚神祇本源』と『珊瑚璣集』

とにては、維新の原動力たるには猶頗る薄弱なるを免れず。會々此の二書が一代の偉人親房公の目に觸れ、其思想と融合するに至りて、初めて絶大の威力を發揮するに至れるなり。故に親房公の偉大なることを説て、其の思想の源泉たりし度會氏の人々に及ばざるは未だ完からず常昌、家行諸神主の神道を論じて、之が活用者たりし親房公に及ばざるも亦盡せりと云ふべからず。之を譬へんに、度會神道は汽車なり、親房公は其の機關車を運轉して、列車を駛走せしむべき水と石炭と也。此の兩者の關係は固より分離するを許さざるものとす。

本稿起草に就ては松木時彦氏の「度會常昌勤王事蹟」神社協會雜誌第九年第九號に刺整せらるゝ所多し。擲筆に臨み謹て敬意を表す。(大正六年三月十四日)

(參考)

檜垣、宮後、村松系圖畧

○天牟羅雲命……………二門祖
飛鳥……………高主

秋地……………輔賴 森田三彌宜

賴元……………忠行 須原長官

行元 大世古長官 元邦 時元 行近 行長 行英

行衡 四福宜 村松長官 村松長官 村松長官 行晴 三福宜 可行

家行 村松長官 盛行 七福宜 行賴 二福宜 初名行家 行敦 行治

行賢……………行惠 行治 賴房……………朝行 四福宜 朝親 二福宜

朝棟……………宮後長官 朝泰 朝長 朝條 朝言 朝照 朝景 朝通

朝材……………糖福宜 朝景 朝通

春彦……………常行……………
拾垣二福宜 三福宜 眞朝 眞尚 檢垣長官

常尙 檢垣長官 四福宜
長官 眞卿 初名眞陸 相尙 長官
長官 眞香 昌尙 七福宜
常昌 眞敦 榊福宜 章尙

卜部系圖抄

○國子大連…兼延 長上神祇伯 神祇伯長上
兼忠 兼陶 神祇大副

兼茂 神祇大副長上 神祇大副長上 兼直 兼藤 神祇少副長上
從四下右京大夫 兼名

兼顯 治部少輔 大僧正 慈遍 兼雄 兼好 以俗名爲法名
着直衣、南朝詔、從五下民部大輔 左兵衛佐

雜 纂

仁清燒及び鍋島燒に就て

の疑問

文學士 吉澤、義則

近來陶磁器の歴史などに關する専門の研究が、
そここの雜誌に見ゆるやうになつたが、遠州侯
小堀政一の寛永の手鑑を初として、元祿に版にな
つた萬寶全書の陶器の部、降つては金森得水の本
朝陶器攷證等、古い著述は皆抹茶事に關聯したも
のばかりで、自然その記事は偏してゐるが、實際
日本陶磁器は抹茶によつて發達したといつてもよ
い程に、抹茶事に負ふ所が多いのである、
我が邦の古窯で後まで續いてゐるものの中、主
なものは伊賀、信樂、唐津、備前、瀬戸である、